

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

ページ

○土地改良区の定款変更の認可

(北部地方振興事務所)

一

公 告

○採石業務管理者試験の実施

(産業立地推進課)

一

○開発行為に関する工事の完了(二件)

(建築宅地課)

一

教育委員会

○県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

二

公安委員会

○警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

四

告 示

○宮城県告示第五百九十九号

旧迫川右岸土地改良区の定款変更について、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、令和三年七月十九日認可した。

なお、この認可があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

令和三年七月三十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 千 葉 幸 太 郎

公 告

○採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定に基づき、採石業務管

理者試験を次のとおり実施する。

令和三年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 試験日時

令和三年十月八日(金) 午前十時から正午まで

二 試験会場

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県庁行政庁舎二階講堂

三 試験科目

1 岩石の採取に関する法令事項(環境保全等関係法令事項を含む。)

2 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉をいう。)の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

四 受験手続

1 受験願書の受付期間は、令和三年八月二十三日(月)から九月三日(金)までとする。ただし、

郵送の場合は、同日の消印のあるものまでを有効とする。

2 受験手数料は八千円とし、受験願書に八千円分の宮城県収入証紙を貼り付けて納めること。

3 受験願書は、宮城県経済商工観光部産業立地推進課ホームページからダウンロードすることができる。そのほか、産業立地推進課並びに各地方振興事務所及び地域事務所配布する。

4 受験願書の提出先

宮城県経済商工観光部産業立地推進課

〒九八〇一八五七〇 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

(電話〇二二一二二二一〇二七三二)

5 受験願書の添付書類

写真(手札形(縦十・六センチメートル、横八・一センチメートル)とし、受験願書の提出前六箇月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工

区)に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和三年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町澤乙字深山十二番一の一部
宮城郡利府町澤乙字深山三十三番地
鈴木 とく江

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。
令和三年七月三十日

令和三年七月三十日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
宮城郡利府町萱谷台四丁目二番四の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

宮城郡利府町萱谷台四丁目二番地八
伊藤 権一

教育委員会

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則をここに公布する。

令和三年七月三十日

宮城県教育委員会

○宮城県教育委員会規則第九号

県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。）第四十七条の五の規定に基づき、宮城県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の所管に属する学校（以下「学校」という。）における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し、法及び附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第二条 教育委員会は、別に定める学校に協議会を置く。

（協議会の目的）

第三条 協議会は、教育委員会及び対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長の権限と責任の下、対象学校の所在する地域の

住民、対象学校に在籍する児童生徒の保護者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の学校運営への参画並びに地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することにより、対象学校と、地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むものとする。

（学校運営に関する基本的な方針）

第四条 法第四十七条の五第四項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 学校経営計画に関すること。
 - 二 組織編成に関すること。
 - 三 学校予算の編成及び執行に関すること。
 - 四 施設の管理及び施設、設備等の整備に関すること。
 - 五 学校評価に関すること。
 - 六 その他教育委員会又は対象学校の校長が対象学校の運営に関して必要と認める事項
- 2 対象学校の校長は、法第四十七条の五第四項の規定により協議会の承認を得た学校運営に関する基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

（学校運営に関する意見）

第五条 協議会は、法第四十七条の五第六項又は第七項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、予め当該意見に係る対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

2 法第四十七条の五第七項の対象学校の職員の採用その他の任用に関して教育委員会規則で定める事項は、第三条に規定する協議会の目的を踏まえ、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資する事項（ただし、特定の個人に係るものを除く。）とする。

（学校運営に関する評価）

第六条 協議会は、毎年度一回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第七条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 第三条に規定する協議会の目的を実現するため、協議会は、法第四十七条の五第五項の対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報に加えて、前条の規定による評価の結果に関する情報を地域住民等に対して、活動状況を公開する等の方法により、積極的に提供しよう努めるものとする。

（委員の任命）

第八条 協議会の委員は二十人以上とし、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

<p>一 対象学校の所在する地域の住民</p> <p>二 対象学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校共同活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 対象学校の校長</p> <p>五 学識経験者</p> <p>六 関係行政等機関の職員</p> <p>七 その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員にふさわしい者を教育委員会に推薦することができる。</p> <p>3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。</p> <p>（任期）</p> <p>第九条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（守秘義務等）</p> <p>第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような言動を行うこと。</p> <p>二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。</p> <p>三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>（委員の解任）</p> <p>第十一条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p> <p>一 本人から申出があった場合</p> <p>二 前条の規定に反した場合</p> <p>三 その他解任に相当する事由が認められる場合</p> <p>2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長は会長及び副会長となることはできない。</p>	<p>一 対象学校の所在する地域の住民</p> <p>二 対象学校に在籍する児童生徒の保護者</p> <p>三 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の七第一項に規定する地域学校共同活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者</p> <p>四 対象学校の校長</p> <p>五 学識経験者</p> <p>六 関係行政等機関の職員</p> <p>七 その他教育委員会が適当と認める者</p> <p>2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員にふさわしい者を教育委員会に推薦することができる。</p> <p>3 委員の辞職等により欠員が生じた場合は、教育委員会は、新たに委員を任命することができる。</p> <p>（任期）</p> <p>第九条 委員の任期は二年とし、再任を妨げない。</p> <p>2 前条第三項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>（守秘義務等）</p> <p>第十条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</p> <p>2 委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>一 委員の職の信用を傷つけ、又は委員の職全体の不名誉となるような言動を行うこと。</p> <p>二 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。</p> <p>三 その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。</p> <p>（委員の解任）</p> <p>第十一条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。</p> <p>一 本人から申出があった場合</p> <p>二 前条の規定に反した場合</p> <p>三 その他解任に相当する事由が認められる場合</p> <p>2 対象学校の校長は、当該対象学校の協議会の委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を速やかに教育委員会に報告するものとする。</p> <p>3 教育委員会は、委員を解任する場合には、その理由を示さなければならない。</p> <p>（会長及び副会長）</p> <p>第十二条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。ただし、対象学校の校長は会長及び副会長となることはできない。</p>
<p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第十三条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、対象学校の校長が招集するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。</p> <p>5 会長は会議録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第十四条 会長は、議事の審議上必要があると認めるとき、対象学校の校長と協議の上、委員以外の議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（部会）</p> <p>第十五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の構成員は、十人以内とし、委員及び対象学校の職員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 前三条の規定は、部会について準用する。</p> <p>4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第十六条 協議会（部会を含む。以下同じ。）の会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、次に掲げる場合については、協議会の議決により公開しないことができる。</p> <p>一 対象学校の児童生徒、職員等に係る個人情報を取り扱うことが予想される事項について審議する場合</p> <p>二 職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>三 前二号のほか、協議会が特に公開すべきではないと認めた事項について審議する場合</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、予め会長に申し出なければならない。</p> <p>3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>（協議会の適正な運営を確保するための必要な措置）</p> <p>第十七条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるもの</p>	<p>2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。</p> <p>3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。</p> <p>（会議）</p> <p>第十三条 協議会の会議は、会長が対象学校の校長と協議の上招集し、会長がその議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、対象学校の校長が招集するものとする。</p> <p>2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 議事について利害関係を有する委員は、当該議事に関して議決権を有しない。</p> <p>5 会長は会議録を作成し、保管しなければならない。</p> <p>（意見の聴取等）</p> <p>第十四条 会長は、議事の審議上必要があると認めるとき、対象学校の校長と協議の上、委員以外の議事に係る関係者又は専門家に対し、会議への出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。</p> <p>（部会）</p> <p>第十五条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会の構成員は、十人以内とし、委員及び対象学校の職員のうちから会長が指名する。</p> <p>3 前三条の規定は、部会について準用する。</p> <p>4 協議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって協議会の議決とすることができる。</p> <p>（会議の公開）</p> <p>第十六条 協議会（部会を含む。以下同じ。）の会議は、特別の事情がない限り公開とする。ただし、次に掲げる場合については、協議会の議決により公開しないことができる。</p> <p>一 対象学校の児童生徒、職員等に係る個人情報を取り扱うことが予想される事項について審議する場合</p> <p>二 職員の採用その他の任用に関する事項について審議する場合</p> <p>三 前二号のほか、協議会が特に公開すべきではないと認めた事項について審議する場合</p> <p>2 会議を傍聴しようとする者は、予め会長に申し出なければならない。</p> <p>3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。</p> <p>（協議会の適正な運営を確保するための必要な措置）</p> <p>第十七条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確かな把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことよって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずる恐れがあると認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるもの</p>

とする。

2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供及び説明に努めなければならない。

(委任)

第十八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附則

この規則は、令和三年八月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第6号

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年7月30日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

警察署の下部機構に関する規則の一部を改正する規則

警察署の下部機構に関する規則(昭和29年宮城県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																														
<p>別表第2 (第3条関係) 駐在所の名称及び位置</p> <table border="1"> <tr> <th>警察署名</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩沼警察署</td> <td>関上駐在所</td> <td>名取市関上 二丁目13番 17号</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	警察署名	名称	位置		(略)			(略)		岩沼警察署	関上駐在所	名取市関上 二丁目13番 17号		(略)	(略)	<p>別表第2 (第3条関係) 駐在所の名称及び位置</p> <table border="1"> <tr> <th>警察署名</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>岩沼警察署</td> <td>関上駐在所</td> <td>名取市関上 西二丁目7 番地の13</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	警察署名	名称	位置		(略)			(略)		岩沼警察署	関上駐在所	名取市関上 西二丁目7 番地の13		(略)	(略)
警察署名	名称	位置																													
	(略)																														
	(略)																														
岩沼警察署	関上駐在所	名取市関上 二丁目13番 17号																													
	(略)	(略)																													
警察署名	名称	位置																													
	(略)																														
	(略)																														
岩沼警察署	関上駐在所	名取市関上 西二丁目7 番地の13																													
	(略)	(略)																													
<p>別表第3 (略) 別表第4 (第4条関係) 仙台中央警察署 (略)</p>	<p>別表第3 (略) 別表第4 (第4条関係) 仙台中央警察署 (略)</p>																														

仙台南警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
西多賀交番	<p>仙台市太白区のうち 若ノ口、泉崎一丁目、泉崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢(金剛沢を除く。)</p> <p>、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、西の平一丁目、西の平二丁目、三神峯一丁目、三神峯二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで</p>

仙台南警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
西多賀交番	<p>仙台市太白区のうち 若ノ口、泉崎一丁目、泉崎二丁目、大谷地、金剛沢一丁目から金剛沢三丁目まで、土手内一丁目から土手内三丁目まで、富沢一丁目から富沢四丁目まで、富沢(金剛沢を除く。)、富沢西一丁目から富沢西五丁目まで、富沢南一丁目、富沢南二丁目、富田、西多賀一丁目から西多賀五丁目まで、西の平一丁目、西の平二丁目、三神峯一丁目、三神峯二丁目、緑ヶ丘一丁目から緑ヶ丘四丁目まで</p>

仙台北警察署～塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
生出駐在所	<p>仙台市太白区のうち 坪沼、茂庭(生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西、佐保山北、大堤、梨野東、梨野中、梨野西、梨野北、馬越石、立石、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、沼原及び壺ヶ崎を除く。)</p>

仙台北警察署～塩釜警察署 (略)
岩沼警察署

名称	受持区域
(略)	(略)
生出駐在所	<p>仙台市太白区のうち 坪沼、茂庭一丁目、茂庭二丁目、茂庭(生出森、生出森東、佐保山東、佐保山西、佐保山北、大堤、梨野東、梨野中、梨野西、梨野北、馬越石、立石、矢倉木、銅谷沢、鍋田、高田東、高田西、沼原及び壺ヶ崎を除く。)</p>

名取市のうち 牛野、大曲、小塚原、高柳、 <u>閉上一丁目から閉上七丁目まで</u> 、 <u>閉上</u> _____	閉上駐在所
(略)	

大和警察署 (略)
石巻警察署

名 称	受持区域
(略)	(略)
石巻市のうち 大街道北一丁目から大街道北四丁目まで、大街道西一丁目から大街道西三丁目まで、大街道東一丁目から大街道東四丁目まで、大街道南一丁目から大街道南五丁目まで、 <u>門脇、潮見町、重吉町</u> _____、 <u>築山一丁目から築山四丁目まで</u> 、 <u>中浦一丁目、中浦二丁目、中島町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、南光町二丁目、新館一丁目から新館三丁目まで</u> 、 <u>西浜町、雲雀野町二丁目、三河町、三ツ股一丁目から三ツ股四丁目まで</u> _____	大街道交番
(略)	

気仙沼警察署～亘理警察署 (略)

名取市のうち 牛野、大曲、小塚原、高柳、 <u>閉上一丁目、</u> <u>閉上七丁目</u> _____、 <u>閉上中央一丁目、閉上中央二丁目、閉上西一丁目、閉上西二丁目、閉上東一丁目から閉上東三丁目まで</u>	閉上駐在所
(略)	

大和警察署 (略)
石巻警察署

名 称	受持区域
(略)	(略)
石巻市のうち <u>浦屋敷南</u> 、大街道北一丁目から大街道北四丁目まで、大街道西一丁目から大街道西三丁目まで、大街道東一丁目から大街道東四丁目まで、大街道南一丁目から大街道南五丁目まで、 <u>門脇、潮見町、重吉町、新館南、築山一丁目から築山四丁目まで</u> 、 <u>中浦一丁目、中浦二丁目、中島町、中屋敷一丁目、中屋敷二丁目、南光町二丁目、新館一丁目から新館三丁目まで</u> 、 <u>西浜町、雲雀野町二丁目、三河町、三ツ股一丁目から三ツ股四丁目まで</u> 、 <u>明神南</u>	大街道交番
(略)	

気仙沼警察署～亘理警察署 (略)

附 則
この規則中別表第4の改正規定は公布の日から、別表第2の改正規定は令和3年8月2日から施行する。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。